

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																
<p>第4節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>(P6~8)</p>	<p>第4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州管区警察局</td> <td> (1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州財務局 鹿児島財務事務所</td> <td> (1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>鹿児島労働局</td> <td> (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと </td> </tr> <tr> <td><u>九州地方測量部</u></td> <td> (1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州地方環境事務所</td> <td> (1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州防衛局</td> <td> (1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事	九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと	(省略)		鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと	<u>九州地方測量部</u>	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事	九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事	九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整	<p>第4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九州管区警察局</td> <td> (1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州財務局 鹿児島財務事務所</td> <td> (1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) <u>提供可能な国有財産の情報提供に関する事。</u> (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>鹿児島労働局</td> <td> (1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと </td> </tr> <tr> <td><u>国土地理院</u> <u>九州地方測量部</u></td> <td> (1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州地方環境事務所</td> <td> (1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事 </td> </tr> <tr> <td>九州防衛局</td> <td> (1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱	九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事	九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) <u>提供可能な国有財産の情報提供に関する事。</u> (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと	(省略)		鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと	<u>国土地理院</u> <u>九州地方測量部</u>	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事	九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事	九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整	<p>「九州財務局総合防災・国民保護マニュアル」に基づく修正</p> <p>組織名の修正</p>
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																		
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事																																		
九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと																																		
(省略)																																			
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと																																		
<u>九州地方測量部</u>	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事																																		
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事																																		
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整																																		
機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱																																		
九州管区警察局	(1) 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導・調整に関する事 (2) 広域的な交通規制の指導・調整に関する事 (3) 災害時における他管区警察局との連携に関する事 (4) 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事 (5) 災害に係る情報の収集・伝達の連絡調整に関する事 (6) 災害時における警察通信の運用に関する事 (7) 津波警報等の伝達に関する事																																		
九州財務局 鹿児島財務事務所	(1) 公共土木施設等の災害復旧事業費の検査の立会いに関する事 (2) 災害つなぎ資金の貸付けに関する事 (3) 災害復旧事業費の貸付けに関する事 (4) 災害時における金融機関の金融緊急措置の指導に関する事 (5) <u>提供可能な国有財産の情報提供に関する事。</u> (6) その他防災に関し財務局の所掌すべきこと																																		
(省略)																																			
鹿児島労働局	(1) 工場、事業場における労働災害の防止に関する事 (2) その他防災に関し労働局の所掌すべきこと																																		
<u>国土地理院</u> <u>九州地方測量部</u>	(1) 地殻変動の監視に関する事 (2) 災害時における地理空間情報の整備・提供に関する事 (3) 復旧・復興のための公共測量における指導・助言に関する事																																		
九州地方環境事務所	(1) 災害廃棄物等の処理対策に関する事 (2) 環境監視体制の支援に関する事 (3) 飼育動物の保護等に係る支援に関する事																																		
九州防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整																																		

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
第5節 屋久島町の地勢 (P12)	<p>第4 人口</p> <p>平成22年度の国勢調査によると、本町の人口は <u>13,589</u> 人（男性 <u>6,641</u> 人・女性 <u>6,948</u> 人）であり、65歳以上の高齢者人口は <u>3,806</u> 人（構成比 <u>28.0%</u>）である。</p> <p>世帯数は <u>6,248</u> 世帯、一世帯あたりの人員は <u>2.17</u> 人となっている。</p> <p>集落数・校区数は26集落の9校区である。</p>	<p>第4 人口</p> <p>平成27年度の国勢調査によると、本町の人口は <u>12,913</u> 人（男性 <u>6,311</u> 人・女性 <u>6,602</u> 人）であり、65歳以上の高齢者人口は <u>4,049</u> 人（構成比 <u>31.4%</u>）である。</p> <p>世帯数は <u>6,133</u> 世帯、一世帯あたりの人員は <u>2.10</u> 人となっている。</p> <p>集落数・校区数は26集落の9校区である。</p>	<p style="text-align: right;">p. 2</p> <p>最新のデータに修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第8節 通信・広報体制（機器等）の整備 第4 広域体制の整備 (P28)</p>	<p>第4 広域体制の整備 大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて住民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。 また、インターネット（県庁ホームページ、町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）や緊急速報（エリアメール等）等の多様な媒体の活用体制の整備に努める。</p>	<p>第4 広報体制の整備 大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオ（<u>コミュニティFM放送を含む。</u>）を通じて住民に提供するため、緊急情報提供システム、<u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>を効果的に活用する。 また、インターネット（県庁ホームページ、町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、<u>ポータルサイト、鹿児島県防災Web</u>）や<u>Ｌアラート（災害情報共有システム）</u>、緊急速報（エリアメール等）、<u>ワンセグ放送</u>等の多様な媒体の活用体制の整備に努める。</p>	<p>誤記載の修正及びH29.6.1から県総合防災システム運用開始し、鹿児島県防災Webの開設及びＬアラート（災害情報共有システム）の活用が可能となったこと等による修正</p>
<p>第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第3 各種施設における避難体制の整備 (P32～33)</p>	<p>2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備 社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、<u>寝たきりの高齢者や障害者、重症患者、妊産婦、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」</u>が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。 (1) 避難体制の整備 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難<u>指示（緊急）</u>や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。 また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。 (2) 緊急連絡体制等の整備 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示（緊急）や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。 (3) 防災教育・避難訓練の充実 (省略)</p>	<p>2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備 社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、<u>「避難行動要支援者」</u>が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。 <u>なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。（水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2）</u> (1) 避難体制の整備 社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難<u>勧告等</u>や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ<u>施設所在地における浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する</u>避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した避難体制を確立しておく。 また、<u>社会福祉施設や病院等の管理者は、</u>日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。 (2) (省略) (3) <u>設備の整備・物資の確保</u> <u>社会福祉施設や病院等の管理者は、洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入力するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。</u> <u>また、夜間に避難を行う場合に備え、電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに、屋内安全確保を行う場合に備え、施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。</u> (4) 防災教育・避難訓練の充実 (省略)</p>	<p>語句の修正及び記述の追加 ・平成29年の水防法等の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設（町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設に限る。）の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられた。 ・要配慮者関連施設が作成した避難確保計画が水防法又は土砂災害防止法上の規定を満たしているかを地方公共団体が確認する際の着眼点をまとめた「水防・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（平成29年6月、厚生労働省・国土交通省策定）を参考に記述を追加する。</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第4 避難所の収容 運営体制の整備 (P34)</p>	<p>2 避難所の運営体制の整備 町は、避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月 鹿児島県）を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し避難所の管理運営体制の整備に努める。</p>	<p>2 避難所の運営体制の整備 町は、避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月 鹿児島県）<u>及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成29年9月改正鹿児島県）</u>を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、<u>避難所の管理運営体制の整備に努める。</u> <u>「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目</u> <u>○避難所をめぐる基本的な事項</u> <u>○事前対策</u> <u>○応急対策</u> <u>○地域住民等自主運営組織による避難所の運営</u> <u>○要配慮者対策</u> <u>町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</u> <u>また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p>p. 4 県防災計画及び H29.4 防災基本計画修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第12節 交通確保体制の整備 第2 緊急通行車両の事前届出・確認 (P37)</p>	<p>1 緊急通行車両の事前届出 町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。（資料10-3参照）</p>	<p>1 緊急通行車両の事前届出 町が保有し、<u>若しくは町との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両</u>等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。（資料10-3参照）</p>	<p>手続き区分の明確化に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第13節 輸送体制の整備 (P38)</p>	<p>第2 輸送施設・集積拠点等の指定 1 輸送施設の指定 (省略) 2 集積拠点の指定 (省略)</p>	<p>第2 輸送施設・集積拠点等の指定 1 輸送施設の指定 (省略) 2 集積拠点の指定 (省略) 3 民間事業者の管理する施設の把握 <u>町は、集積拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくものとする。</u></p>	<p>H29.4 防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発 第1 住民に対する防災知識の普及啓発 (P44)</p>	<p>1 住民への防災知識の普及啓発 (1) 省略 (2) 省略 アからイ 省略 ウ 災害予防措置 (ア) 家庭での予防・安全対策 a 災害に備えた「最低3日分、推奨1週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄 b 非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備 (以下省略)</p>	<p>1 住民への防災知識の普及啓発 (1) 省略 (2) 省略 アからイ 省略 ウ 災害予防措置 (ア) 家庭での予防・安全対策 a 災害に備えた「最低3日分、推奨1週間」の食糧、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄 b 非常持出品（救急箱・懐中電灯・ラジオ・乾電池等）の準備 c <u>飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備</u> d <u>保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等</u> (以下省略)</p>	<p>H29.4 防災基本計画修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策 (P52～53)</p>	<p>2 避難行動要支援者対策 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。 (2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について個人別に計画を定める。 また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。 町は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た<u>上で</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。 なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p>	<p>2 避難行動要支援者対策 (1) 避難行動要支援者名簿の作成 町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する<u>とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u> (2) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認 町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について個人別に計画を定める。 また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するために、運送事業所等の協力を得ながら、移送及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。 町は、避難支援等に携わる関係者として、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得る<u>ことにより、または、町の条例の定めにより</u>、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。 なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。</p>	<p>H29.4 防災基本計画修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安全確保 第1 地域における要配慮者対策 (P53)</p>	<p>6 外国人対策 外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。</p>	<p>6 外国人対策 外国人に対しては、外国人登録の際などに居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。 <u>また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。</u></p>	<p>p. 6 H29.4 防災基本計画修正に伴う修正</p>
<p>第1章 災害予防 第21節 要配慮者の安全確保 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策 (P53～54)</p>	<p>1 防災設備の整備 社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。 また、電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・介護用品・医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。</p> <p>2 組織体制の整備 <u>社会福祉施設や病院等の</u>管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるようあらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確認しておくものとする。 特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。 また、<u>社会福祉施設や病院等の</u>管理者は、日頃から市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。</p> <p>3 緊急連絡体制等の整備 <u>社会福祉施設や病院等の</u>管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。 また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。</p> <p>4 防災教育・防災訓練の充実 <u>社会福祉施設や病院等の</u>管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。</p>	<p>1 防災設備の整備 社会福祉施設や病院等の<u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。 また、電気・水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食糧・飲料水・介護用品・医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。</p> <p>2 組織体制の整備 <u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるようあらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確認しておくものとする。 特に、夜間においては職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。 また、<u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。 <u>なお、町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者関連施設の管理者等については、施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務付けられている。(水防法第15条の3、土砂災害防止法第8条の2)</u></p> <p>3 緊急連絡体制等の整備 <u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。 また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。</p> <p>4 防災教育・防災訓練の充実 <u>要配慮者利用施設</u>の管理者は、施設等の職員や入所者等が災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。</p>	<p>防災基本計画で用いられている表現へ統一</p> <p>記述の追加 平成29年の水防法等の一部改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者施設(町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設に限る。)の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられた。</p> <p>防災基本計画で用いられている表現へ統一</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																								
	<p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p><u>5 具体的計画の作成</u></p> <p><u>要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。</u></p> <hr/> <p><u>6 県及び町による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認</u></p> <p><u>県及び町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。</u></p>	<p>H29.4 防災基本計画の修正及び H29.6 水防法の一部改正に伴う修正</p>																																								
<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 応急活動体制の確立</p> <p>第1 応急活動体制の確立</p> <p>(P58)</p>	<p>4 動員配備体制</p> <p>職員の動員配備基準は次表による。</p> <table border="1" data-bbox="379 667 1445 1745"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>基 準</th> <th>参集・配備基準</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制</td> <td>・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。</td> <td>・総務課…2名</td> <td>関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員</td> <td>災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>第1配備</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員</td> <td rowspan="3">災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数</td> </tr> <tr> <td>第3配備</td> <td>・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別記1) 企画調整課・建設課・電気課・財産管理課・農林水産課・教育総務課</p>	体 制	基 準	参集・配備基準	活 動 内 容	情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	・総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。	災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。	災害対策本部体制	第1配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。	第2配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数	第3配備	・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員	<p>4 動員配備体制</p> <p>職員の動員配備基準は次表による。</p> <table border="1" data-bbox="1463 667 2528 1745"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>基 準</th> <th>参集・配備基準</th> <th>活 動 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制</td> <td>・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。</td> <td>・総務課…2名</td> <td>関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。</td> </tr> <tr> <td>災害警戒本部体制</td> <td>・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員</td> <td>災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部体制</td> <td>第1配備</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員</td> <td rowspan="3">災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</td> </tr> <tr> <td>第2配備</td> <td>・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数</td> </tr> <tr> <td>第3配備</td> <td>・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別記1) 企画調整課・建設課・電気課・財産管理課・農林水産課・教育総務課・<u>福祉事務所</u></p>	体 制	基 準	参集・配備基準	活 動 内 容	情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	・総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。	災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。	災害対策本部体制	第1配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。	第2配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数	第3配備	・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員	<p>(別記1)に福祉事務所を追加</p>
体 制	基 準	参集・配備基準	活 動 内 容																																								
情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	・総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。																																								
災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。																																								
災害対策本部体制	第1配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。																																								
	第2配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数																																									
	第3配備	・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員																																									
体 制	基 準	参集・配備基準	活 動 内 容																																								
情報連絡体制	・町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	・総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。																																								
災害警戒本部体制	・町内に小規模な災害が発生したとき。 ・町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	・総務課…全員 ・町民生活課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。																																								
災害対策本部体制	第1配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。																																								
	第2配備	・総務課…全員 ・町民生活課…全員 ・別記1に掲げる課の全員 ・別記1以外の課の本部長が別に定める人数																																									
	第3配備	・町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合。 ・各課職員全員																																									

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2章 災害応急対策 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達 (P80)</p>	<p>第1 災害情報の収集・伝達 町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。 なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）<u>又は県</u>に連絡する。</p>	<p>第1 災害情報の収集・伝達 町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査・収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し速報性を重視する。 なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村<u>又は県</u>（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は<u>直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u>）に連絡する。</p>	<p>p.8 H29.4 防災基本計画の修正に伴う修正</p>
<p>第2章 災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P87)</p>	<p>2 住民に対する広報の方法 (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。 ア 防災行政無線等 イ 広報車の巡回等（消防車を含む。） ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関 エ 広報紙、ポスター及びインターネット (2) （省略）</p>	<p>2 住民に対する広報の方法 (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。 ア 防災行政無線等 イ 広報車の巡回等（消防車を含む。） ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関 エ 広報紙、ポスター及びインターネット <u>（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）</u> <u>オ Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送</u> <u>カ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達</u> (2) （省略）</p>	<p>広報手段の追加</p>
<p>第2章 災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P88)</p>	<p>3 広報内容 （省略） (1)から(2) （省略） (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報 町は、各種広報媒体を活用し次の内容の広報を実施する。 ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。 （以下省略）</p>	<p>3 広報内容 （省略） (1)から(2) （省略） (3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報 町は、各種広報媒体を活用し次の内容の広報を実施する。 ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報に惑わされない、テレビ、ラジオ、<u>行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、告知放送</u>から情報入手するようになど。 （以下省略）</p>	<p>広報手段の追加</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2章 災害応急対策 第10節 広報 第2 報道機関等に対する放送の要請・公表 (P88)</p>	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用） また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、<u>原則として、県総合防災システムを活用して</u>県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用） また、町は県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>H29.6.1からの県総合防災システム運用開始に伴う、報告方法変更による修正</p>
<p>第2章 災害応急対策 第13節 避難の勧告・指示（緊急）、誘導 第2 避難の勧告・指示（緊急）の実施 (P97)</p>	<p>4 避難指示（緊急）等の伝達方法 住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。 (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達 (2) サイレン、鐘による伝達 (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達 (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達 (5) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。 (以下省略)</p>	<p>4 避難指示（緊急）等の伝達方法 住民に対する避難指示等の伝達は、概ね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。 (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達 (2) サイレン、<u>警鐘</u>による伝達 (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達 (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達 (5) <u>新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関等</u>の利用による伝達 (6) <u>広報紙、ポスター及びインターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティ FM 放送、ワンセグ放送等の利用による伝達</u> (7) 洪水及び高潮による避難の勧告指示は次の信号による。 (以下省略)</p>	<p>広報手段の追加</p>
<p>第2章 災害応急対策 第14節 救急・救助 第2 救急・救助用 装備、資機材の調達 (P102)</p>	<p>2 救急車の配備状況 消防組合 救急車 4 台（平成 29 年 3 月現在）</p>	<p>2 救急車の配備状況 消防組合 救急車 4 台（平成 30 年 3 月現在） <u>（高規格救急自動車 3 台、2 B 型救急自動車 1 台）</u></p>	<p>最新のデータに更新及び車両内訳の記載</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修正理由																																																																																																																																
<p>第2章 災害応急対策 第17節 緊急医療 第1 緊急医療の実施 (P109)</p>	<p>1 DMAT (1)から(2) (省略) (3) DMATの構成と所在地 ア DMATの構成 (省略) イ DMATの所在地 DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="388 512 1442 1234"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿児島市立病院</td><td>鹿児島市上荒田町 37-1</td><td>099-230-7000</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>鹿児島赤十字病院</td><td>〃 平川町 2545</td><td>099-261-2111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島市医師会病院</td><td>〃 鴨池新町 7-1</td><td>099-254-1125</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島大学病院</td><td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td><td>099-275-5111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島徳洲会病院</td><td>鹿児島市下荒田 3-8-1</td><td>099-250-1110</td><td>2</td></tr> <tr><td>県民健康プラザ鹿屋医療センター</td><td>鹿屋市札元 1-8-8</td><td>0994-42-5101</td><td>2</td></tr> <tr><td>県立大島病院</td><td>奄美市名瀬真名津町 18-1</td><td>0997-52-3611</td><td>2</td></tr> <tr><td>出水総合医療センター</td><td>出水市明神町 520</td><td>0996-67-1611</td><td>1</td></tr> <tr><td>曾於医師会立病院</td><td>曾於市大隅町月野 894</td><td>099-482-4888</td><td>1</td></tr> <tr><td>県立薩南病院</td><td>南さつま市加世田高橋 1968-4</td><td>0993-53-5300</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>県立北薩病院</td><td>伊佐市大口宮人 502-4</td><td>0995-22-8511</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>済生会川内病院</td><td>薩摩川内市原田町 2-46</td><td>0996-23-5221</td><td>1</td></tr> <tr><td>種子島医療センター</td><td>西之表市西之表 7463</td><td>0997-22-0960</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>霧島市立医師会医療センター</td><td>霧島市隼人町松永 3320</td><td>0995-42-1171</td><td>2</td></tr> <tr><td>米盛病院</td><td>鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1</td><td>099-230-0100</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>2</u>	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>1</u>	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>1</u>	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>1</u>	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2	<p>1 DMAT (1)から(2) (省略) (3) DMATの構成と所在地 ア DMATの構成 (省略) イ DMATの所在地 DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月1日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1478 558 2525 1276"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿児島市立病院</td><td>鹿児島市上荒田町 37-1</td><td>099-230-7000</td><td><u>3</u></td></tr> <tr><td>鹿児島赤十字病院</td><td>〃 平川町 2545</td><td>099-261-2111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島市医師会病院</td><td>〃 鴨池新町 7-1</td><td>099-254-1125</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島大学病院</td><td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td><td>099-275-5111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島徳洲会病院</td><td>鹿児島市下荒田 3-8-1</td><td>099-250-1110</td><td>2</td></tr> <tr><td>県民健康プラザ鹿屋医療センター</td><td>鹿屋市札元 1-8-8</td><td>0994-42-5101</td><td>2</td></tr> <tr><td>県立大島病院</td><td>奄美市名瀬真名津町 18-1</td><td>0997-52-3611</td><td>2</td></tr> <tr><td>出水総合医療センター</td><td>出水市明神町 520</td><td>0996-67-1611</td><td>1</td></tr> <tr><td>曾於医師会立病院</td><td>曾於市大隅町月野 894</td><td>099-482-4888</td><td>1</td></tr> <tr><td>県立薩南病院</td><td>南さつま市加世田高橋 1968-4</td><td>0993-53-5300</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>県立北薩病院</td><td>伊佐市大口宮人 502-4</td><td>0995-22-8511</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>済生会川内病院</td><td>薩摩川内市原田町 2-46</td><td>0996-23-5221</td><td>1</td></tr> <tr><td>種子島医療センター</td><td>西之表市西之表 7463</td><td>0997-22-0960</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>霧島市立医師会医療センター</td><td>霧島市隼人町松永 3320</td><td>0995-42-1171</td><td>2</td></tr> <tr><td>米盛病院</td><td>鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1</td><td>099-230-0100</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>3</u>	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>2</u>	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>2</u>	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>2</u>	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2	<p>p.10</p> <p>DMAT数の変更に伴う修正</p>
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																																																																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>2</u>																																																																																																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																																																																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																																																																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2																																																																																																																																
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2																																																																																																																																
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2																																																																																																																																
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2																																																																																																																																
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1																																																																																																																																
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1																																																																																																																																
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>1</u>																																																																																																																																
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>1</u>																																																																																																																																
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1																																																																																																																																
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>1</u>																																																																																																																																
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2																																																																																																																																
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2																																																																																																																																
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																																																																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>3</u>																																																																																																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																																																																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																																																																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2																																																																																																																																
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2																																																																																																																																
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2																																																																																																																																
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2																																																																																																																																
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1																																																																																																																																
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1																																																																																																																																
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>2</u>																																																																																																																																
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>2</u>																																																																																																																																
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1																																																																																																																																
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>2</u>																																																																																																																																
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2																																																																																																																																
米盛病院	鹿児島市与次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2																																																																																																																																
<p>第2章 災害応急対策 第23節 医療 第3 被災者の健康状態の把握とメンタルケア (P126)</p>	<p>1 被災者の健康状態の把握 町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから被災者の健康管理を行う。</p> <p>(1) 必用に応じて避難所への救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。 (2) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。 (3) 保健師等による巡回相談を行う。</p> <p>2 メンタルケア 被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。</p> <p>(1) メンタルヘルスケア 保健所を拠点に巡回精神相談室を設けるとともに、<u>心のケアチームを編成して</u>、被災</p>	<p>1 被災者の健康状態の把握 町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから被災者の健康管理を行う。</p> <p>(1) 必用に応じて避難所への救護所等の設置や<u>DPA T派遣等により</u>心のケアを含めた対策を行う。 (2) 高齢者、障害者、子ども等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。 (3) 保健師等による巡回相談を行う。</p> <p>2 メンタルケア 被災のショックや長期にわたる避難生活などによる<u>災害</u>ストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる<u>ことから、DPA Tをはじめ他の保健医療チーム等と連携し</u>、被災者に対するメンタルケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。</p> <p>(1) メンタルヘルスケア</p>	<p>DPA Tが活用可能となることに伴う修正</p>																																																																																																																																

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
	<p>者に対する相談体制を確立する。</p> <p>(2) 精神疾患患者対策</p> <p>ア 被災した精神科病院の入院患者については、<u>関係機関と連携をとり、被災を免れた地域</u>の精神科病院に転院させる。</p> <p>イ <u>通院患者は、主治医との関係が重要であることから、仮設外来を設置するなど被災病院の早期復旧を図る。</u></p> <p><u>また、服薬中断が生じないよう保健所を拠点に精神科診療所を設置するとともに、心のケアチームによって診療にあたる。</u></p> <p>ウ 措置患者の緊急の受入れは県立始良病院で行うこととし、患者の搬送は民間精神科病院の協力を得て行う。</p>	<p>保健所を拠点に巡回精神相談室を設けるとともに、被災者に対する相談体制を確立する。</p> <p>(2) 精神疾患患者対策</p> <p>ア 被災した精神科病院の入院患者については、被災<u>地域以外</u>の精神科病院に転院させる。</p> <p>イ <u>避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。</u></p> <p>ウ <u>災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。</u></p> <p><u>エ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力をを行う。</u></p>	
<p>第4章 災害復旧・復興</p> <p>第3節 被災者の生活確保</p> <p>第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）</p> <p>(P169)</p>	<p>5 建物等の解体による石綿飛散防止</p> <p>町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p>	<p>5 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止</p> <p>町は、建築物等の解体等による石綿の飛散・<u>ばく露</u>を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</p> <p><u>また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあつては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の配布による湿潤化・固形化等の措置又は立入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。</u></p>	<p>「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省）の改正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第1章 地震災害予防 第3節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等） 第1 公共施設及び防災機関施設の耐震診断・耐震改修の促進等 (P174)</p>	<p>1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施 町の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。 このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。</p>	<p>1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施 町の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関等の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災拠点施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。 このため、町は、これらの防災拠点施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。 <u>さらに、乳幼児といった要配慮者が利用する幼稚園、保育所についても、その安全性の確保を図る必要があることから、同様に耐震診断の実施及び耐震改修の推進に努める。</u> <u>また、町は、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、屋外広告物、窓ガラス、外壁材、天井、配管等の非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。</u> <u>なお、大規模災害においては、防災拠点施設等の被災により、行政及び防災機能等の喪失又は低下が想定されるため、新たに防災拠点施設等の機能強化対策として、行政庁舎及び防災拠点施設等の設置の複数化やデータベースの管理体制の強化などに努める。</u></p>	<p>語句の修正及び H29.4 防災基本計画の修正に伴う修正等</p>
<p>第2章 地震災害応急対策 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達 (P189)</p>	<p>災害情報・被害情報の収集・伝達 地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。 収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。 なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。 (以下省略)</p>	<p>災害情報・被害情報の収集・伝達 地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。 収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。 なお、人的被害の状況のうち、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町内（海上を含む。）で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。 (以下省略)</p>	<p>H29.4 防災基本計画の修正に伴う修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>第2章 地震災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P190)</p>	<p>1 広報内容 (省略) (1)から(2) (省略) (3) 地震発生後、事態が落ちついた段階での広報 町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。 ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。 (以下省略)</p>	<p>1 広報内容 (省略) (1)から(2) (省略) (3) 地震発生後、事態が落ちついた段階での広報 町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。 ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ イ 地区別の避難所の状況 ウ 混乱防止の呼びかけ 不確実な情報にまどわされない、テレビ、ラジオ、<u>行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送</u>から情報を入手するようになど。 (以下省略)</p>	<p>p. 13 広報手段の追加</p>
<p>第2章 地震災害応急対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P190)</p>	<p>2 広報手段 広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。 (以下省略)</p>	<p>2 広報手段 広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、<u>インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。</u> (以下省略)</p>	<p>広報手段の追加</p>
<p>第2章 地震災害応急対策 第10節 広報 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請 (P191)</p>	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用） また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供 「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、<u>原則として、県総合防災システムを活用して</u>県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用） また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>H29. 6. 1からの県総合防災システム運用開始に伴う、報告方法変更による修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P233)	<p>1 広報内容</p> <p>津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。</p> <p>また、津波警報等、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(1)から(2) (省略)</p> <p>(3) 津波警報等発表後、事態が落ち着いた段階での広報</p> <p>町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。</p> <p>ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ</p> <p>イ 地区別の避難所の状況</p> <p>ウ 混乱防止の呼びかけ</p> <p>不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになど。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>1 広報内容</p> <p>津波時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。</p> <p>また、津波警報等、避難勧告等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>(1)から(2) (省略)</p> <p>(3) 津波警報等発表後、事態が落ち着いた段階での広報</p> <p>町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。</p> <p>ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ</p> <p>イ 地区別の避難所の状況</p> <p>ウ 混乱防止の呼びかけ</p> <p>不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオ、<u>行政機関のホームページ、鹿児島県防災 Web、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、告知放送</u>から情報入手するようになど。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>広報手段の追加</p>
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第1 町による広報 (P233)	<p>2 広報手段</p> <p>広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>2 広報手段</p> <p>広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、<u>インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災 Web）、Lアラート、緊急速報（エリアメール等）、コミュニティFM放送、ワンセグ放送、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。</u></p> <p>(以下省略)</p>	<p>広報手段の追加</p>
第2章 津波災害応急 対策 第10節 広報 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請 (P234)	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）</p> <p>また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>1 放送機関に対する災害情報の提供</p> <p>「避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）」等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、<u>原則として、県総合防災システムを活用して</u>県に報告し、県は速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）</p> <p>また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。</p>	<p>H29.6.1からの県総合防災システム運用開始に伴う、報告方法変更による修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修正理由																																																																																																																																
		<p>・<u>町営船乗船口</u></p> <p>・<u>町営船内</u></p> <p>・<u>宿泊施設</u></p> <p><u>ウ 即時の情報伝達困難な区域における周知</u></p> <p><u>町は、即時の情報伝達困難な区域の入口等において、看板等を設置し、住民や宿泊客等へ周知する。</u></p>	p. 16																																																																																																																																
<p>第2節 災害予防</p> <p>第1 火山災害に強い地域づくり</p> <p>(P258)</p>	<p>6 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (省略)</p> <p>①から② (省略)</p> <p>③ DMATの構成と所在地</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ DMATの所在地</p> <p>DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="379 1024 1445 1749"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿児島市立病院</td><td>鹿児島市上荒田町 37-1</td><td>099-230-7000</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>鹿児島赤十字病院</td><td>〃 平川町 2545</td><td>099-261-2111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島市医師会病院</td><td>〃 鴨池新町 7-1</td><td>099-254-1125</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島大学病院</td><td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td><td>099-275-5111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島徳洲会病院</td><td>鹿児島市下荒田 3-8-1</td><td>099-250-1110</td><td>2</td></tr> <tr><td>県民健康プラザ鹿屋医療センター</td><td>鹿屋市札元 1-8-8</td><td>0994-42-5101</td><td>2</td></tr> <tr><td>県立大島病院</td><td>奄美市名瀬真名津町 18-1</td><td>0997-52-3611</td><td>2</td></tr> <tr><td>出水総合医療センター</td><td>出水市明神町 520</td><td>0996-67-1611</td><td>1</td></tr> <tr><td>曾於医師会立病院</td><td>曾於市大隅町月野 894</td><td>099-482-4888</td><td>1</td></tr> <tr><td>県立薩南病院</td><td>南さつま市加世田高橋 1968-4</td><td>0993-53-5300</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>県立北薩病院</td><td>伊佐市大口宮人 502-4</td><td>0995-22-8511</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>済生会川内病院</td><td>薩摩川内市原田町 2-46</td><td>0996-23-5221</td><td>1</td></tr> <tr><td>種子島医療センター</td><td>西之表市西之表 7463</td><td>0997-22-0960</td><td><u>1</u></td></tr> <tr><td>霧島市立医師会医療センター</td><td>霧島市隼人町松永 3320</td><td>0995-42-1171</td><td>2</td></tr> <tr><td>米盛病院</td><td>鹿児島市与次郎 1丁目 7-1</td><td>099-230-0100</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 救護班 (省略)</p> <p>アからイ (省略)</p> <p>ウ 救護班の所在地</p> <p>町内の救護班の所在地は次のとおり。</p>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>2</u>	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>1</u>	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>1</u>	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>1</u>	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2	<p>6 救助・救急、医療及び消火活動関係</p> <p>町及び医療関係機関等は、発災時における救助・救急、医療・消火にかかわる情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図る。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 医療活動関係 (省略)</p> <p>①から② (省略)</p> <p>③ DMATの構成と所在地</p> <p>ア (省略)</p> <p>イ DMATの所在地</p> <p>DMATの所在地は、次のとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">(平成30年3月1日)</p> <table border="1" data-bbox="1469 1071 2528 1795"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鹿児島市立病院</td><td>鹿児島市上荒田町 37-1</td><td>099-230-7000</td><td><u>3</u></td></tr> <tr><td>鹿児島赤十字病院</td><td>〃 平川町 2545</td><td>099-261-2111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島市医師会病院</td><td>〃 鴨池新町 7-1</td><td>099-254-1125</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島大学病院</td><td>〃 桜ヶ丘 8-35-1</td><td>099-275-5111</td><td>2</td></tr> <tr><td>鹿児島徳洲会病院</td><td>鹿児島市下荒田 3-8-1</td><td>099-250-1110</td><td>2</td></tr> <tr><td>県民健康プラザ鹿屋医療センター</td><td>鹿屋市札元 1-8-8</td><td>0994-42-5101</td><td>2</td></tr> <tr><td>県立大島病院</td><td>奄美市名瀬真名津町 18-1</td><td>0997-52-3611</td><td>2</td></tr> <tr><td>出水総合医療センター</td><td>出水市明神町 520</td><td>0996-67-1611</td><td>1</td></tr> <tr><td>曾於医師会立病院</td><td>曾於市大隅町月野 894</td><td>099-482-4888</td><td>1</td></tr> <tr><td>県立薩南病院</td><td>南さつま市加世田高橋 1968-4</td><td>0993-53-5300</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>県立北薩病院</td><td>伊佐市大口宮人 502-4</td><td>0995-22-8511</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>済生会川内病院</td><td>薩摩川内市原田町 2-46</td><td>0996-23-5221</td><td>1</td></tr> <tr><td>種子島医療センター</td><td>西之表市西之表 7463</td><td>0997-22-0960</td><td><u>2</u></td></tr> <tr><td>霧島市立医師会医療センター</td><td>霧島市隼人町松永 3320</td><td>0995-42-1171</td><td>2</td></tr> <tr><td>米盛病院</td><td>鹿児島市与次郎 1丁目 7-1</td><td>099-230-0100</td><td>2</td></tr> </tbody> </table> <p>④ 救護班 (省略)</p> <p>アからイ (省略)</p> <p>ウ 救護班の所在地</p>	施設名	所在地	電話番号	チーム数	鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>3</u>	鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2	鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2	鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2	鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2	県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2	出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1	曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1	県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>2</u>	県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>2</u>	済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1	種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>2</u>	霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2	米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2	<p>DMAT数の変更に伴う修正</p>
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																																																																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>2</u>																																																																																																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																																																																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																																																																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2																																																																																																																																
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2																																																																																																																																
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2																																																																																																																																
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2																																																																																																																																
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1																																																																																																																																
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1																																																																																																																																
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>1</u>																																																																																																																																
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>1</u>																																																																																																																																
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1																																																																																																																																
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>1</u>																																																																																																																																
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2																																																																																																																																
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2																																																																																																																																
施設名	所在地	電話番号	チーム数																																																																																																																																
鹿児島市立病院	鹿児島市上荒田町 37-1	099-230-7000	<u>3</u>																																																																																																																																
鹿児島赤十字病院	〃 平川町 2545	099-261-2111	2																																																																																																																																
鹿児島市医師会病院	〃 鴨池新町 7-1	099-254-1125	2																																																																																																																																
鹿児島大学病院	〃 桜ヶ丘 8-35-1	099-275-5111	2																																																																																																																																
鹿児島徳洲会病院	鹿児島市下荒田 3-8-1	099-250-1110	2																																																																																																																																
県民健康プラザ鹿屋医療センター	鹿屋市札元 1-8-8	0994-42-5101	2																																																																																																																																
県立大島病院	奄美市名瀬真名津町 18-1	0997-52-3611	2																																																																																																																																
出水総合医療センター	出水市明神町 520	0996-67-1611	1																																																																																																																																
曾於医師会立病院	曾於市大隅町月野 894	099-482-4888	1																																																																																																																																
県立薩南病院	南さつま市加世田高橋 1968-4	0993-53-5300	<u>2</u>																																																																																																																																
県立北薩病院	伊佐市大口宮人 502-4	0995-22-8511	<u>2</u>																																																																																																																																
済生会川内病院	薩摩川内市原田町 2-46	0996-23-5221	1																																																																																																																																
種子島医療センター	西之表市西之表 7463	0997-22-0960	<u>2</u>																																																																																																																																
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永 3320	0995-42-1171	2																																																																																																																																
米盛病院	鹿児島市与次郎 1丁目 7-1	099-230-0100	2																																																																																																																																

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由												
		<p>町内の救護班の所在地は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1469 283 2499 432"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>班数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>熊毛地区医師会</td> <td>西之表市栄町2（産業会館内）</td> <td>0997-23-2548</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>熊毛郡歯科医師会</td> <td>宮之浦197（あらしき歯科医院内）</td> <td>0997-42-2248</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	所在地	電話番号	班数	熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1	熊毛郡歯科医師会	宮之浦197（あらしき歯科医院内）	0997-42-2248	1	<p>所在地が未掲載であったため追加</p>
施設名	所在地	電話番号	班数												
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1												
熊毛郡歯科医師会	宮之浦197（あらしき歯科医院内）	0997-42-2248	1												
<p>第2節 災害予防 第1 火山災害に強い地域づくり (P260)</p>	<p>8 避難収容活動関係 (1) 避難所 (省略) (2) 避難体制の準備 ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握 町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。 イ 避難誘導責任者 避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。 ウ 収容班長 避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。 エ 事前に準備すべき資料 収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。 (以下省略)</p>	<p>8 避難収容活動関係 (1) 避難所 (省略) (2) 避難体制の準備 ア 地域住民の名簿及び要配慮者の掌握 町長は、日頃から地域ごとの住民の名簿を作成し、要配慮者の掌握に努めるとともに、避難指示の伝達方法及び誘導方法について定めておく。 <u>イ 観光客等の把握</u> <u>乗船券や宿泊者名簿等を活用するなどして、島外から訪れる観光客等を把握し、円滑に避難誘導を行う体制を構築しておく。</u> <u>ウ 避難誘導責任者</u> 避難誘導にあたっては、あらかじめ消防分団長等を避難誘導責任者として定め、地元の誘導員を指導・連携して住民の避難誘導にあたる。 <u>エ 収容班長</u> 避難所には収容班長を置き、避難誘導責任者から避難者を引き継ぎ、避難所の運営管理にあたる。収容班長は、当該施設の管理者を原則とし、町長があらかじめ定めた者とする。 <u>オ 事前に準備すべき資料</u> 収容班長は、事前に避難者の名簿、災害対策本部との連絡表、避難所業務日誌等を用意しておく。 (以下省略)</p>	<p>円滑な避難誘導體制を構築するため、避難対象者等の整理に関する記述を追加</p>												
<p>第3節 災害応急対策 計画 第1 災害発生直前の対応 (P267) p. 17</p>	<p>2 警戒区域の設定・避難勧告等 (1) 警戒区域の設定 (省略) (2) 町の実施する避難措置 (省略) (3) 避難指示（緊急）の伝達要領 (省略) (4) 伝達の方法 避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。 ア 防災行政無線による伝達</p>	<p>2 警戒区域の設定・避難勧告等 (1) 警戒区域の設定 (省略) (2) 町の実施する避難措置 (省略) (3) 避難指示（緊急）の伝達要領 (省略) (4) 伝達の方法 避難指示等の伝達は、住民への周知が最も迅速で確実かつ効果的な方法で実施するものとし、概ね次の方法による。 ア 防災行政無線による伝達</p>													

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由						
	<p>イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達 ウ 広報車（消防車等）による伝達 エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達 オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達 カ 有線放送・電話・航空機その他方法による伝達</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p>イ 伝達組織を通じ、口頭及び拡声器による伝達 ウ 広報車（消防車等）による伝達 エ サイレン及び警鐘を用いた防災信号による伝達 オ 放送機関に要請し、テレビ・ラジオによる伝達 カ 有線放送・電話・航空機その他方法による伝達</p> <p><u>キ Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報（エリアメール等）、一斉同報メール、コミュニティFM、ワンセグ（エリアワンセグ）、デジタル・サイネージ、データ放送等を含めた複数の方法による伝達</u></p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>	<p style="text-align: right;">p. 18</p> <p>広報手段の追加</p>						
<p>第3節 災害応急対策 計画 第3 活動体制の確立 (P268)</p>	<p><u>1 町における活動体制</u> <u>災害警戒本部及び災害対策本部の設置については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。</u></p> <p><u>2 広域的応援体制</u> (省略)</p> <p><u>3 自衛隊の災害派遣</u> (省略)</p>	<p><u>1 災害対策本部設置前の初動体制</u></p> <p><u>(1) 情報連絡体制の確立</u> <u>口永良部島に噴火警報が発表されたときには、火山活動や被害状況等の情報を収集するため、災害担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 災害警戒本部の設置</u></p> <p><u>ア 口永良部島に噴火警報（火口周辺（噴火警戒レベル3（入山規制））が発表されたときには、防災関係機関等の協力を得て災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため「災害対策本部」設置前の段階として「災害警戒本部」を設置するものとする。</u></p> <p><u>イ 警戒本部に本部長・副本部長を置き、本部長は総務課長を、副本部長は総務課長補佐をもって充てる。</u></p> <p><u>ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。</u></p> <p><u>エ 本部長は、必要に応じて、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求める。</u></p> <p><u>2 災害対策本部の設置及び廃止</u></p> <p><u>(1) 災害対策本部は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。</u></p> <p><u>ア 口永良部島に火山に関する特別警報（噴火警戒レベル4以上）が発表されたとき。</u></p> <p><u>イ 災害が発生した際、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。</u></p> <p><u>ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。</u></p> <p><u>(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。</u></p> <p><u>(3) 本部を設置又は廃止したときは、県・関係機関・住民等に対し通知公表する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>災害対策本部設置・廃止の通知区分</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>通知又は公表先</th> <th>担当</th> <th>通知又は公表の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県、熊毛支庁</td> <td>本部総務班</td> <td>電話・その他迅速な方法</td> </tr> </tbody> </table>	通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法	県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法	<p>噴火警報に対応した町の体制や、防災対応をとる際の基準を定めるため修正</p>
通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法							
県、熊毛支庁	本部総務班	電話・その他迅速な方法							

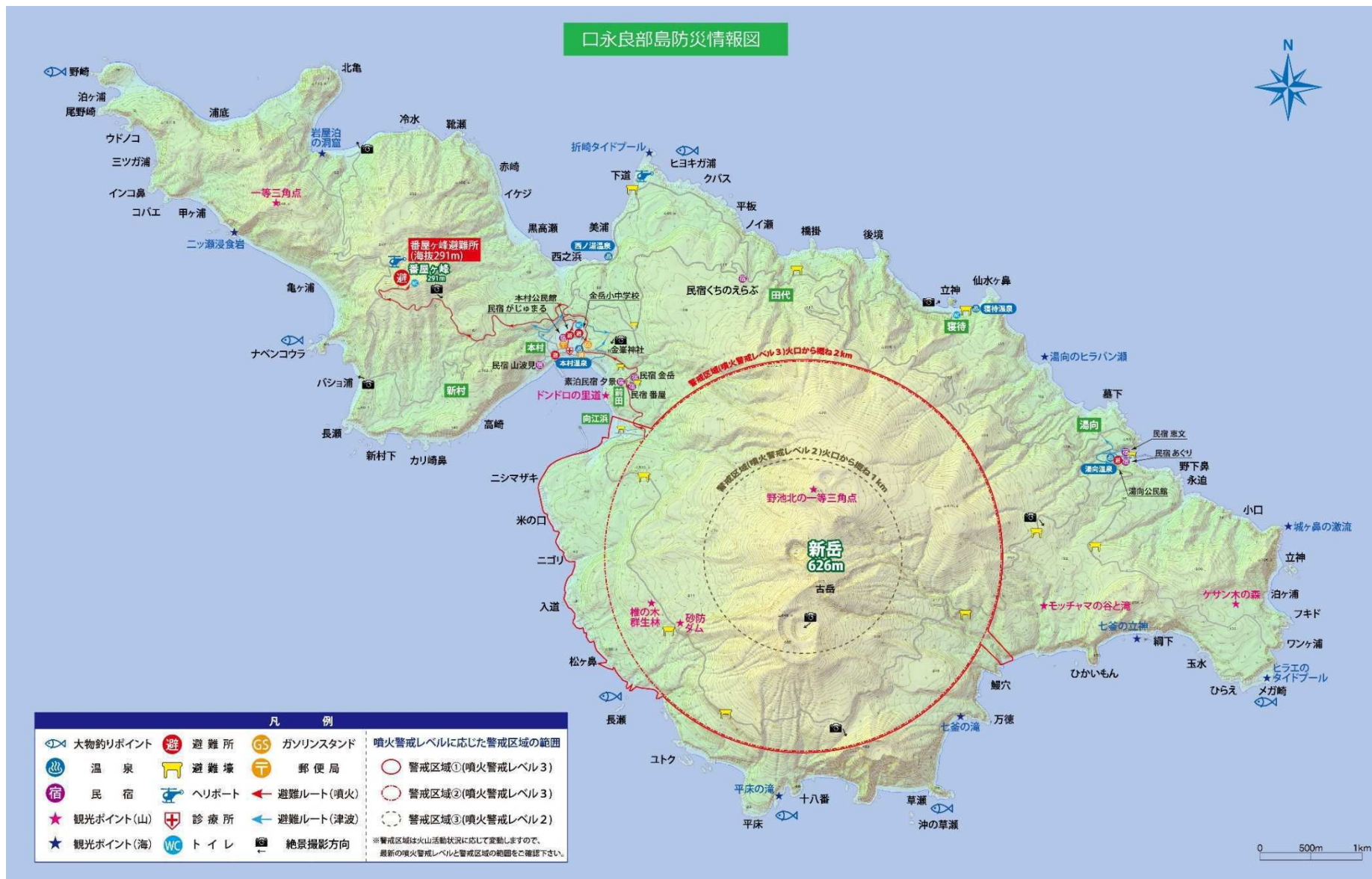
該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																				
p. 19		<table border="1" data-bbox="1546 201 2445 436"> <tr> <td>町各対策部長</td> <td>本部総務班</td> <td>庁内放送・電話その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>屋久島警察署</td> <td>本部総務班</td> <td>電話・その他迅速な方法</td> </tr> <tr> <td>一般住民</td> <td>本部総務班 情報処理班</td> <td>防災行政無線・広報車・その他迅速な方法</td> </tr> </table> <p>(4) 設置場所 屋久島町役場本庁（本庁被災の場合は町施設の中から被災状況を勘案して設置）</p> <p>(5) 現地調整所等の設置及び閉鎖 本部は、口永良部島で大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、口永良部島現地調整所等（以下、現地調整所等）を設置することができるものとする。設置場所は、応急活動を安全に行える場所とする。 本部長は、現地調整所等を設置した場合、出張所補助員に出張所職員等の活動の応援を求めるとともに、必要に応じて職員を派遣して本部と現地調整所等との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。 現地調整所等は、現地の応急対策が終了した場合や全島に避難指示が出された場合に、廃止する。</p> <p style="text-align: center;">現地調整所等の設置候補場所</p> <table border="1" data-bbox="1804 1140 2309 1339"> <tr> <td>口永良部島出張所</td> </tr> <tr> <td>番屋ヶ峰避難所</td> </tr> <tr> <td>金ヶ岳小中学校</td> </tr> </table> <p>3 動員配備体制 職員の動員配備基準は次表による。</p> <p style="text-align: center;">火山災害時の職員参集・配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1457 1564 2540 1984"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>基準</th> <th>参集・配備基準</th> <th>活動内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報連絡体制</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル1が継続している状況で、口永良部島の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき 噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられたとき </td> <td>総務課…2名</td> <td>関係機関との連携により、火山の活動状況や被害状況等の収集を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法	屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法	一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法	口永良部島出張所	番屋ヶ峰避難所	金ヶ岳小中学校	体制	基準	参集・配備基準	活動内容	情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル1が継続している状況で、口永良部島の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき 噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられたとき 	総務課…2名	関係機関との連携により、火山の活動状況や被害状況等の収集を行う。	
町各対策部長	本部総務班	庁内放送・電話その他迅速な方法																					
屋久島警察署	本部総務班	電話・その他迅速な方法																					
一般住民	本部総務班 情報処理班	防災行政無線・広報車・その他迅速な方法																					
口永良部島出張所																							
番屋ヶ峰避難所																							
金ヶ岳小中学校																							
体制	基準	参集・配備基準	活動内容																				
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警戒レベル1が継続している状況で、口永良部島の「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表されたとき 噴火警報（火口周辺）/噴火警戒レベル2（火口周辺規制）に引き上げられたとき 	総務課…2名	関係機関との連携により、火山の活動状況や被害状況等の収集を行う。																				

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案				修正理由
		災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(火口周辺)/噴火警戒レベル3(入山規制)に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課…全員 町民生活課長及びその他必要と認める人員 	<p>災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。</p>	p. 20
災害対策本部体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(居住地域)【特別警報】/噴火警戒レベル4(避難準備)に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課…全員 町民生活課…全員 別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員 	<p>災害対策本部を設置し、災害の規模・程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。</p> <p>現地調整所等を設置するとともに、必要に応じて、職員を派遣し、本部と現地との連絡体制の強化、現地での応急活動を支援する。</p>		
災害対策本部体制	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報(居住地域)【特別警報】/噴火警戒レベル5(避難)に引き上げられたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課…全員 町民生活課…全員 別記1に掲げる課の全員 別記1以外の課の本部長が別に定める人数各所属職員全員 			
災害対策本部体制	第3配備	<ul style="list-style-type: none"> 噴火等大規模な災害が発生し、全庁的に対応が必要と、本部長が判断したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 各課職員全員 			
<p>第3節 災害応急対策計画</p> <p>第6 避難収容活動</p> <p>(P271～272)</p>	<p>1 避難活動体制</p> <p>(1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命・身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。</p> <p>町長は、噴火警戒レベルに応じて、次のとおり防災対応を行う。</p> <p>噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応</p> <p>別紙のとおり</p>	<p>(別記1) 企画調整課・建設課・電気課・財産管理課・農林水産課・教育総務課・福祉事務所</p> <p>4 広域的応援体制 (省略)</p> <p>5 自衛隊の災害派遣 (省略)</p> <p>1 避難活動体制</p> <p>(1) 町長は、火山噴火災害危険区域予測図等を活用し、口永良部島噴火災害対策連絡会議の助言に基づき、火山噴火により住民の生命・身体等に危険があると判断された場合には、必要に応じて島外避難等の避難勧告等を行うとともに、安全に避難者輸送を実施するなど迅速かつ円滑な避難対策をとるものとする。</p> <p>町長は、噴火警戒レベルに応じて、次のとおり防災対応を行う。</p> <p>噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応</p> <p>別紙のとおり</p>				

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>p. 21</p>	<p>(2) (省略)</p> <p>2 避難者の誘導方法</p> <p>避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。</p> <p>(1) 島内における避難</p> <p>ア 避難者の誘導方法</p> <p>(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順</p> <p>a 避難所への避難経路をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。</p> <p>b (省略)</p> <p>c (省略)</p> <p>d (省略)</p> <p>e (省略)</p> <p>f (省略)</p>	<p>(2) (省略)</p> <p><u>(3) 観光客等の帰宅促進</u></p> <p><u>町は、口永良部島に避難準備情報を発表した場合（噴火警戒レベル4に引き上げられた場合など）には、島内の観光客等に火山活動が活発化している状況を伝えるとともに、必要に応じて帰宅促進を行う。</u></p> <p><u>ア 宿泊施設等における呼びかけ</u></p> <p><u>町災害対策本部は宿泊施設管理者等を通じて、火山活動の状況を伝達する。また、来島者の状況等を考慮し、必要に応じて宿泊者等に帰宅を呼びかける。</u></p> <p><u>イ 広報等</u></p> <p><u>町災害対策本部は、宿泊施設管理者や、観光協会、インターネット（町ホームページ、ツイッター、フェイスブック等のソーシャルメディア）等を通じて、火山活動の状況や避難準備情報等の発表状況などを広報する。</u></p> <p>2 避難者の誘導方法</p> <p>避難者の誘導は、安全かつ迅速に行うことが必要であるので、次の要領により実施するように努める。噴火の規模により島内における避難と島外への避難が考えられるが、噴火活動の変化に対応した適切な避難を実施する。</p> <p>(1) 島内における避難</p> <p>ア 避難者の誘導方法</p> <p>(ア) 避難者誘導にあたっての留意手順</p> <p>a 避難所への避難経路・<u>避難方向</u>をかねてより決めておき、住民及び観光客、登山者への周知徹底を図る。</p> <p>b (省略)</p> <p>c (省略)</p> <p>d (省略)</p> <p>e (省略)</p> <p>f (省略)</p>	<p>観光客等の帰宅促進や要配慮者の早期島外避難に関する記述を追加</p> <p>迅速かつ安全な避難を行うため修正</p>

該当箇所	現 行 計 画		修 正 案	修 正 理 由																																
<p>p. 23</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="371 191 652 243">湯向港</td> <td data-bbox="652 191 988 243">一般船舶</td> <td data-bbox="988 191 1448 243">宮之浦体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 243 652 296">ヘリポート</td> <td data-bbox="652 243 988 296">自衛隊ヘリコプター</td> <td data-bbox="988 243 1448 296">離島開発総合センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 296 652 348"></td> <td data-bbox="652 296 988 348">海上保安庁等船舶</td> <td data-bbox="988 296 1448 348">吉田コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 348 652 384"></td> <td data-bbox="652 348 988 384">一般船舶</td> <td data-bbox="988 348 1448 384">各地区公民館</td> </tr> </table>	湯向港	一般船舶	宮之浦体育館	ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター		海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター		一般船舶	各地区公民館			<p>・乗客等の緊急の下船港の確認 ・入出港の状況の把握、確認（港への噴石等の到達状況、水深） ・使用岸壁、ピット、防舷材等の係船施設の使用可否の確認 ・入出港の時刻の調整、確認 ・入出港作業のための陸上作業員の確保 ・鹿児島運輸支局への報告</p> <p>(イ) 航空機による避難 (省略)</p> <p>(ウ) “はしけ”による避難 (省略)</p> <p>イ 夜間における避難 (省略)</p> <p>ウ 避難誘導責任者 (省略)</p> <p>エ 要配慮者への配慮 (省略)</p> <p>オ 避難所の開設 (省略)</p> <p>カ 避難状況の把握・報告</p> <p style="text-align: center;">島外避難所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1469 1140 1736 1192">避難港等</th> <th data-bbox="1736 1140 2071 1192">交通手段</th> <th data-bbox="2071 1140 2522 1192">島外（屋久島）の避難所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1469 1192 1736 1419" rowspan="4">口永良部漁港 ヘリポート</td> <td data-bbox="1736 1192 2071 1245">町営船 フェリー太陽</td> <td data-bbox="2071 1192 2522 1245">離島開発総合センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 1245 2071 1297">海上保安庁等船舶</td> <td data-bbox="2071 1245 2522 1297">吉田コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 1297 2071 1350">自衛隊ヘリコプター</td> <td data-bbox="2071 1297 2522 1350">各地区公民館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 1350 2071 1419">一般船舶</td> <td data-bbox="2071 1350 2522 1419">宮之浦体育館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1469 1419 1736 1587" rowspan="3">湯向港 ヘリポート</td> <td data-bbox="1736 1419 2071 1472">自衛隊ヘリコプター</td> <td data-bbox="2071 1419 2522 1472">離島開発総合センター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 1472 2071 1524">海上保安庁等船舶</td> <td data-bbox="2071 1472 2522 1524">吉田コミュニティセンター</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1736 1524 2071 1587">一般船舶</td> <td data-bbox="2071 1524 2522 1587">各地区公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。 ※島外（屋久島）の避難所の開設については、避難者生活や避難先の地区住民の避難所の確保等を考慮する。</p>	避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所	口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館	一般船舶	宮之浦体育館	湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター	一般船舶	各地区公民館	<p>島外避難時の避難所開設に関する留意事項を追加</p>
		湯向港	一般船舶	宮之浦体育館																																
ヘリポート		自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター																																	
		海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター																																	
	一般船舶	各地区公民館																																		
避難港等	交通手段	島外（屋久島）の避難所																																		
口永良部漁港 ヘリポート	町営船 フェリー太陽	離島開発総合センター																																		
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター																																		
	自衛隊ヘリコプター	各地区公民館																																		
	一般船舶	宮之浦体育館																																		
湯向港 ヘリポート	自衛隊ヘリコプター	離島開発総合センター																																		
	海上保安庁等船舶	吉田コミュニティセンター																																		
	一般船舶	各地区公民館																																		
<p>※状況によっては、栗生漁港及び栗生ヘリポートへの避難を行う。</p>																																				

現行計画





現行計画

噴火警戒レベルに応じた具体的な防災対応

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル5 (避難)	<u>火口から半径3km以上へ火砕流あるいは噴石が到達あるいは切迫</u>	全島	島外避難指示(緊急)・勧告発令	
	<u>火口から半径3km程度へ火砕流あるいは噴石が到達あるいは切迫(1966年規模の噴火)</u>	<u>本村・前田・湯向 向江浜・田代</u>	島内避難指示(緊急)・勧告発令	
	<u>溶岩流が流出か切迫</u>	流下地域	島内避難指示(緊急)・勧告発令	
レベル4 (避難準備)	<u>火口から半径3km程度へ火砕流あるいは噴石が予想</u>	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
	<u>火口から半径3km程度へ火砕流あるいは噴石が予想(1966年規模の噴火)</u>	<u>本村・前田・湯向 向江浜・田代</u>	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
	<u>溶岩流が予想</u>	流下地域	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
レベル3 (入山規制)	<u>火口から半径2km以内へ噴石が到達か予想</u>	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	<u>火口から半径2km以内の立入禁止</u> 南側林道口永良部線を通行止め
レベル2 (火口周辺規制)	<u>火口から半径1km以内へ噴石が到達か予想</u>			<u>火口から半径1km以内の立入禁止</u> 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を設置
レベル1 (平常)				火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会議を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・要請等を行う。

屋久島町は、連絡会議の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

レベル	想定される被害 (過去事例等)	住民への対応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対応	
レベル5 (避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。</u> ・<u>噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達。</u> <u>（1966年11月の噴火）</u> 	全島	島外避難指示（緊急）・勧告発令	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達するような噴火の発生が切迫している。</u> <u>（2015年5月の噴火前）</u> ・<u>噴火が発生し、大きな噴石や火砕流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達。</u> <u>（2015年5月の噴火）</u> 	全島	島内避難指示（緊急）・勧告発令	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>噴火が発生し、溶岩流が居住地域に到達。</u> 	流下地域	島内避難指示（緊急）・勧告発令	
レベル4 (避難準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね4kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。</u> <u>（1966年11月の噴火前）</u> 	全島	島外避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域（火口から概ね3kmの範囲）に到達するような噴火の発生が予想される。</u> <u>（1931年4月の噴火前）</u> 	全島	島内避難準備・高齢者等避難開始 (避難行動要支援者等は避難行動開始)	

レベ ル	想定される被害 (過去事例等)	住 民 へ の 対 応		登山者・入山者等への対応
		対象地域	対 応	
レベル 3 (入山規制)	<p><u>・火口から概ね 2 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下するような噴火が予想される。</u> (2014 年 8 月の噴火前)</p> <p><u>・噴火が発生し、火口から概ね 2 km 以内に大きな噴石の飛散や火砕流が流下。</u> (1933 年 12 月、2014 年 8 月の噴火)</p>	全島	避難行動要支援者への避難準備の呼びかけ	<u>火口から概ね半径 2 km 以内の立入禁止</u> 南側林道口永良部線を通行止め
レベル 2 (火口周辺規制)	<p><u>・火口から概ね 1 km 以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね 1 km 以内(西側は概ね 2 km 以内)に火砕流が流下するような噴火が予想される。</u> (2014 年 8 月の噴火前)</p> <p><u>・噴火が発生し、火口から概ね 1 km 以内に大きな噴石が飛散、火口から概ね 1 km 以内(西側は概ね 2 km 以内)に火砕流が流下。</u> (1980 年 9 月の噴火)</p>			<u>火口から半径 1 km 以内(西側は 2km 以内)の立入禁止</u> <u>南西側林道口永良部線を通行止め</u> 登山道入口に区域内立入禁止の案内看板を設置
レベル 1 (活火山であることに留意)	<p><u>・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。</u></p>			火口内立入禁止

※ 県は状況に応じて口永良部島火山防災連絡会等を開催し、被害影響予想範囲等の検討や各防災関係機関の対応状況について情報共有し、必要な調整・要請等を行う。

屋久島町は、連絡会等の助言等により、避難対象地域の拡大・縮小の検討を行う。

該当箇所	現 行 計 画					修 正 案					修正理由	
1 防災組織に関する資料 (P6)	1-5 自主防災組織 (平成28年3月1日現在)					1-5 自主防災組織 (平成30年3月1日現在)					最新のデータに修正	
	地区名	組 織 数	自主防災組織の管内人口	自主防災組織の管内世帯数	組織されている地域の世帯数	地区名	組 織 数	自主防災組織の管内人口	自主防災組織の管内世帯数	組織されている地域の世帯数		組織率 (%)
	長峰	1	403	207	207	長峰	1	407	211	211		100.0
	小瀬田	1	452	231	231	小瀬田	1	445	231	231		100.0
	榑川	1	120	57	57	榑川	1	127	57	57		100.0
	楠川	1	464	234	234	楠川	1	428	217	217		100.0
	宮之浦	1	3,146	1,531	1,531	宮之浦	1	3,004	1,492	1,492		100.0
	志戸子	1	352	189	189	志戸子	1	330	177	177		100.0
	一湊	1	680	382	382	一湊	1	641	372	372		100.0
	吉田	1	178	97	97	吉田	1	174	95	95		100.0
	永田	1	457	252	0	永田	1	440	245	0		0
	本村	1	119	71	71	本村	1	104	63	63		100.0
	湯向	1	10	7	7	湯向	1	10	8	8		100.0
	永久保	1	158	83	83	永久保	1	153	84	84		100.0
	船行	1	277	158	158	船行	1	263	152	152		100.0
	松峰	1	578	277	277	松峰	1	554	282	282		100.0
	安房	1	1,073	549	549	安房	1	1,083	566	566		100.0
	春牧	1	905	452	452	春牧	1	924	468	468		100.0
	平野	1	270	134	134	平野	1	274	137	137		100.0
	高平	1	183	90	90	高平	1	168	87	87		100.0
	麦生	1	290	161	161	麦生	1	285	171	171		100.0
	原	1	481	234	234	原	1	471	232	232		100.0
	尾之間	1	768	427	427	尾之間	1	765	432	432		100.0
	小島	1	200	93	93	小島	1	201	93	93		100.0
	平内	1	651	318	318	平内	1	643	327	327		100.0
	湯泊	1	208	122	122	湯泊	1	206	118	118		100.0
	中間	1	228	125	125	中間	1	213	120	120		100.0
栗生	1	504	288	288	栗生	1	474	278	278	100.0		
合 計	26	13,155	6,769	6,283	92.8	合 計	26	12,787	6,715	6,470	96.3	

該当箇所	現 行 計 画					修 正 案					修正理由		
4 避難に関する資料 (P48)	4-1 避難所一覧					4-1 避難所一覧					p. 30 地番等の修正		
	地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数(人)	地区名	施設名	所在地	施設等の状況		電話番号	収容人数(人)
	口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島 382	187㎡鉄筋	49-2255	94	口永良部島	口永良部島へき地保健福祉館	口永良部島 656-1	187㎡鉄筋		49-2255	94
		役場口永良部島出張所	口永良部島372	240㎡鉄筋	49-2100	120		役場口永良部島出張所	口永良部島372	240㎡鉄筋		49-2100	120
		口永良部島湯向公民館	口永良部島1739- 2	105㎡鉄筋	—	53		口永良部島湯向公民館	口永良部島1739- 8	105㎡鉄筋		—	53
		金岳小学校	口永良部島627	1,252㎡鉄筋	49-2141	626		金岳小学校	口永良部島627	1,252㎡鉄筋		49-2141	626
		番屋ヶ峰避難所	口永良部島207-4	336㎡鉄筋		168		番屋ヶ峰避難所	口永良部島207-4	336㎡鉄筋			168
	永 田	永田中学校	永田 2972	1,356㎡鉄筋	45-2272	678	永 田	<u>(旧)</u> 永田中学校	永田 2996-1	1,356㎡鉄筋		45-2272	678
		永田小学校	永田 2973	934㎡鉄筋	45-2271	467		永田小学校	永田 2947	934㎡鉄筋		45-2271	467
	吉 田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋	44-2633	250	吉 田	吉田コミュニティセンターふれあい館	吉田292-2	500㎡鉄筋		44-2633	250
		吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋	44-2834	122		吉田生活館	吉田74	243㎡鉄筋		44-2834	122
	一 湊	一湊公民館	一湊 260-5	405㎡鉄筋	44-2034	203	一 湊	一湊公民館	一湊 348-1	405㎡鉄筋		44-2034	203
		一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋	44-2130	1,054		一湊小学校	一湊488-1	2,108㎡鉄筋		44-2130	1,054
		一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋	44-2124	49		一湊白川地区避難所	一湊2418-78	98㎡鉄筋		44-2124	49
	志戸子	志戸子公民館	志戸子72- 2	338㎡鉄筋	42-0024	169	志戸子	志戸子公民館	志戸子72- 1	338㎡鉄筋		42-0024	169
	宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋	42-0071	250	宮之浦	宮之浦公民館	宮之浦177-4	500㎡鉄筋		42-0071	250
		宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋	—	120		宮之浦児童館	宮之浦1260-22	240㎡鉄筋		—	120
		宮浦小学校	宮之浦2437-1	3,289㎡鉄筋	42-0017	1,645		宮浦小学校	宮之浦2437-1	3,289㎡鉄筋		42-0017	1,645
		宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋	42-2089	671		宮之浦体育館	宮之浦2482-5	1,342㎡鉄筋		42-2089	671
		屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593	2,482㎡鉄筋	—	1,241		屋久島離島開発総合センター	宮之浦1593	2,482㎡鉄筋		—	1,241
	楠 川	楠川公民館	楠川 193	338㎡鉄筋	42-1357	169	楠 川	楠川公民館	楠川 191	338㎡鉄筋		42-1357	169
	榑 川	榑川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋	43-5210	88	榑 川	榑川生活館	楠川1480-1	175㎡鉄筋		43-5210	88
	小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13- 4	400㎡鉄筋	43-5247	200	小瀬田	小瀬田公民館	小瀬田13- 11	400㎡鉄筋		43-5247	200
		小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋	43-5050	953		小瀬田小学校	小瀬田1436-88	1,906㎡鉄筋		43-5050	953
	長 峰	長峰生活館	小瀬田776- 8	196㎡鉄筋	43-5165	98	長 峰	長峰生活館	小瀬田776- 7	196㎡鉄筋		43-5165	98
	栗 生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋	48-2010	884	栗 生	栗生小学校	栗生2270-1	1,768㎡鉄筋		48-2010	884
		栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋	48-2807	150		栗生生活館	栗生1735	300㎡鉄筋		48-2807	150
	中 間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋	—	86	中 間	中間公民館	中間703	172㎡鉄筋		—	86
	湯 泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋	48-2806	100	湯 泊	湯泊生活館	湯泊8	199㎡鉄筋		48-2806	100
	平 内	平内生活館	平内460- 1	280㎡鉄筋	47-2953	140	平 内	平内生活館	平内460- 20	280㎡鉄筋		47-2953	140
	八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091		八幡小学校	平内444-1	2,182㎡鉄筋	47-2202	1,091		
小 島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17- 1	194㎡鉄筋	47-2951	97	小 島	小島観光農林漁業経営管理施設	小島17- 11	194㎡鉄筋	47-2951	97		
	岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1,569		岳南中学校	小島63-23	3,137㎡鉄筋	47-2200	1,569		
尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215	尾之間	尾之間自然休養村管理センター	尾之間284	429㎡鉄筋	47-2134	215		
	尾之間中央公民館	尾之間80	1,005㎡鉄筋	47-2111	503		尾之間中央公民館	尾之間80	1,005㎡鉄筋	47-2111	503		

該当箇所		現 行 計 画					修 正 案					修正理由
地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数(人)	地区名	施設名	所在地	施設等の状況	電話番号	収容人数(人)	地番等の修正
原	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100	原	原公民館	原367-1	199㎡鉄筋	47-3836	100	
	神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1,118		神山小学校	原3-1	2,235㎡鉄筋	47-2201	1,118	
麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127	麦 生	麦生観光農林漁業経営管理施設	麦生719-1	254㎡鉄筋	47-2903	127	
高 平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	—	81	高 平	高平公民館	麦生318-134	162㎡鉄筋	—	81	
平 野	平野公民館	安房2617-207	202㎡鉄筋	46-3850	101	平 野	平野公民館	安房2617-205	202㎡鉄筋	46-3850	101	
春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154	春 牧	春牧へき地保健福祉館	安房2384-5	308㎡鉄筋	46-2938	154	
	安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1,437		安房中学校	安房2371-67	2,873㎡鉄筋	46-3262	1,437	
安 房	総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	—	801	安 房	総合センター	安房187-1	1,602㎡鉄筋	—	801	
	安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	—	1,078		安房体育館	安房304-1	2,156㎡鉄筋	—	1,078	
	安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1,746		安房小学校	安房1264-7	3,492㎡鉄筋	46-3162	1,746	
	安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367		安房地区公民館	安房152-2	733㎡鉄筋	46-2513	367	
松 峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125	松 峯	松峯生活館	安房1430-20	250㎡鉄筋	46-3854	125	
船 行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	—	87	船 行	船行公民館	船行9-2	174㎡鉄筋	—	87	
永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	永久保	永久保生活館	船行1045-103	132㎡鉄筋	46-3813	66	

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>4 避難に関する資料 (P51)</p>	<p>2 孤立化の未然防止対策</p> <p>孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。</p> <p>また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。 また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。 <p>(2) N T T</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下40箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 <p>(3) 道路管理者（県・市町村等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。 	<p>2 孤立化の未然防止対策</p> <p>孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。</p> <p>また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。</p> <p>(1) 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（区長，班長，消防団員等）を「災害情報連絡員（仮称）」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。 また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。 集落内に学校や駐在所等の公共的機関，九電，N T Tなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。 アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭，空き地，休耕田等）を選定・確保する。 <p>(2) N T T</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状：県下18箇所に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。 <p>(3) 道路管理者（県・市町村等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。 	<p>p. 32</p> <p>県地域防災計画に準じて修正（設置箇所精査の結果、18箇所に修正）</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																																																																										
4 避難に関する資料 (P54)	記載なし	<p><u>4-4 口永良部島に接岸・着岸可能な第十管区海上保安本部の巡視船艇(鹿児島県のみ)</u></p> <p><u>第十管区海上保安本部の巡視船艇のうち口永良部島に接岸可能な船舶(鹿児島県のみ)</u></p> <table border="1" data-bbox="1478 380 2519 947"> <thead> <tr> <th>船 名</th> <th>所 属</th> <th>係留港</th> <th>総トン数</th> <th>速 力</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>巡視船 たかちほ</u></td> <td><u>種子島海上保安署</u></td> <td><u>西之表港</u></td> <td><u>195</u></td> <td><u>35</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 とから</u></td> <td><u>串木野海上保安部</u></td> <td><u>串木野港</u></td> <td><u>335</u></td> <td><u>35</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 かいもん</u></td> <td><u>奄美海上保安部</u></td> <td><u>名瀬港</u></td> <td><u>220</u></td> <td><u>40</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 さつかぜ</u></td> <td><u>鹿児島海上保安部</u></td> <td><u>鹿児島港</u></td> <td><u>26</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 さくらかぜ</u></td> <td><u>喜入海上保安署</u></td> <td><u>喜入港</u></td> <td><u>26</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 うけゆり</u></td> <td><u>指宿海上保安署</u></td> <td><u>山川港</u></td> <td><u>26</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 りんどう</u></td> <td><u>志布志海上保安署</u></td> <td><u>志布志港</u></td> <td><u>26</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 るりかぜ</u></td> <td><u>串木野海上保安部</u></td> <td><u>串木野港</u></td> <td><u>26</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視艇 いそなみ</u></td> <td><u>古仁屋海上保安署</u></td> <td><u>古仁屋港</u></td> <td><u>100</u></td> <td><u>36</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>第十管区海上保安本部 その他の巡視船(鹿児島県のみ)</u></p> <table border="1" data-bbox="1478 1157 2519 1503"> <thead> <tr> <th>船 名</th> <th>所 属</th> <th>係留港</th> <th>総トン数</th> <th>速 力</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>巡視船 おおすみ</u></td> <td rowspan="4"><u>鹿児島海上保安部</u></td> <td rowspan="4"><u>鹿児島港</u></td> <td><u>3100</u></td> <td><u>22</u></td> <td><u>ヘリコプター1機搭載</u></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 あかいし</u></td> <td><u>1800</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 さつま</u></td> <td><u>1200</u></td> <td><u>20</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 こしき</u></td> <td><u>1300</u></td> <td><u>27</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>巡視船 あまぎ</u></td> <td><u>奄美海上保安部</u></td> <td><u>名瀬港</u></td> <td><u>1300</u></td> <td><u>30</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※上記船舶については、搭載艇により口永良部島への着岸可能</u></p>	船 名	所 属	係留港	総トン数	速 力	備 考	<u>巡視船 たかちほ</u>	<u>種子島海上保安署</u>	<u>西之表港</u>	<u>195</u>	<u>35</u>		<u>巡視船 とから</u>	<u>串木野海上保安部</u>	<u>串木野港</u>	<u>335</u>	<u>35</u>		<u>巡視船 かいもん</u>	<u>奄美海上保安部</u>	<u>名瀬港</u>	<u>220</u>	<u>40</u>		<u>巡視艇 さつかぜ</u>	<u>鹿児島海上保安部</u>	<u>鹿児島港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		<u>巡視艇 さくらかぜ</u>	<u>喜入海上保安署</u>	<u>喜入港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		<u>巡視艇 うけゆり</u>	<u>指宿海上保安署</u>	<u>山川港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		<u>巡視艇 りんどう</u>	<u>志布志海上保安署</u>	<u>志布志港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		<u>巡視艇 るりかぜ</u>	<u>串木野海上保安部</u>	<u>串木野港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>		<u>巡視艇 いそなみ</u>	<u>古仁屋海上保安署</u>	<u>古仁屋港</u>	<u>100</u>	<u>36</u>		船 名	所 属	係留港	総トン数	速 力	備 考	<u>巡視船 おおすみ</u>	<u>鹿児島海上保安部</u>	<u>鹿児島港</u>	<u>3100</u>	<u>22</u>	<u>ヘリコプター1機搭載</u>	<u>巡視船 あかいし</u>	<u>1800</u>	<u>30</u>		<u>巡視船 さつま</u>	<u>1200</u>	<u>20</u>		<u>巡視船 こしき</u>	<u>1300</u>	<u>27</u>		<u>巡視船 あまぎ</u>	<u>奄美海上保安部</u>	<u>名瀬港</u>	<u>1300</u>	<u>30</u>		町営船ドック時に島外避難する際に、速やかに代替船舶が確保できるように、第十管区海上保安本部の巡視船艇(県内のみ)の整理・把握を行うた新たに記載
船 名	所 属	係留港	総トン数	速 力	備 考																																																																																								
<u>巡視船 たかちほ</u>	<u>種子島海上保安署</u>	<u>西之表港</u>	<u>195</u>	<u>35</u>																																																																																									
<u>巡視船 とから</u>	<u>串木野海上保安部</u>	<u>串木野港</u>	<u>335</u>	<u>35</u>																																																																																									
<u>巡視船 かいもん</u>	<u>奄美海上保安部</u>	<u>名瀬港</u>	<u>220</u>	<u>40</u>																																																																																									
<u>巡視艇 さつかぜ</u>	<u>鹿児島海上保安部</u>	<u>鹿児島港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視艇 さくらかぜ</u>	<u>喜入海上保安署</u>	<u>喜入港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視艇 うけゆり</u>	<u>指宿海上保安署</u>	<u>山川港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視艇 りんどう</u>	<u>志布志海上保安署</u>	<u>志布志港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視艇 るりかぜ</u>	<u>串木野海上保安部</u>	<u>串木野港</u>	<u>26</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視艇 いそなみ</u>	<u>古仁屋海上保安署</u>	<u>古仁屋港</u>	<u>100</u>	<u>36</u>																																																																																									
船 名	所 属	係留港	総トン数	速 力	備 考																																																																																								
<u>巡視船 おおすみ</u>	<u>鹿児島海上保安部</u>	<u>鹿児島港</u>	<u>3100</u>	<u>22</u>	<u>ヘリコプター1機搭載</u>																																																																																								
<u>巡視船 あかいし</u>			<u>1800</u>	<u>30</u>																																																																																									
<u>巡視船 さつま</u>			<u>1200</u>	<u>20</u>																																																																																									
<u>巡視船 こしき</u>			<u>1300</u>	<u>27</u>																																																																																									
<u>巡視船 あまぎ</u>	<u>奄美海上保安部</u>	<u>名瀬港</u>	<u>1300</u>	<u>30</u>																																																																																									

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由																																																																																																																																
5 気象等観測に関する資料 (P55～56)	5-1 注意報・警報及び気象情報の発表 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報 (屋久島地方) <table border="1" data-bbox="394 331 1439 1976"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風雪注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均風速が 15m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大雨注意報</td> <td rowspan="3"></td> <td colspan="2">大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>1時間雨量</u></td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td><u>60mm (平地)</u></td> <td>126mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td></td> <td colspan="2">濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td></td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乾燥注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">霜注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低温注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td colspan="2">台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>波浪注意報</td> <td colspan="2">波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		発表基準		風雪注意報		風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		強風注意報		強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		大雨注意報		大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		<u>1時間雨量</u>	土壌雨量指数基準	<u>60mm (平地)</u>	126mm	大雪注意報		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合		濃霧注意報		濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合		雷注意報		落雷等により被害が予想される場合		乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合		最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合		霜注意報		霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合		低温注意報		低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合		冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合		高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合		波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合		5-1 注意報・警報及び気象情報の発表 鹿児島地方気象台が発表する注意報・警報 (屋久島地方) <table border="1" data-bbox="1484 331 2528 1976"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">風雪注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">強風注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平均風速が 15m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">大雨注意報</td> <td rowspan="3"></td> <td colspan="2">大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>表面雨量指数基準</u></td> <td>土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td><u>16</u></td> <td><u>126</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雪注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td></td> <td colspan="2">濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td></td> <td colspan="2">落雷等により被害が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乾燥注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">霜注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">低温注意報</td> <td rowspan="2"></td> <td colspan="2">低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合</td> </tr> <tr> <td colspan="2">冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮注意報</td> <td>高潮注意報</td> <td colspan="2">台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪注意報</td> <td>波浪注意報</td> <td colspan="2">波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合</td> </tr> </tbody> </table>	種 類		発表基準		風雪注意報		風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		強風注意報		強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		平均風速が 15m/s 以上が予想される場合		大雨注意報		大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合		<u>表面雨量指数基準</u>	土壌雨量指数基準	<u>16</u>	<u>126</u>	大雪注意報		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合		24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合		濃霧注意報		濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合		雷注意報		落雷等により被害が予想される場合		乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合		最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合		霜注意報		霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合		最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合		低温注意報		低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合		冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合		高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合		波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合		p. 34 気象庁が定める基準の改正に伴う修正及び単位の削除
種 類		発表基準																																																																																																																																	
風雪注意報		風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合																																																																																																																																	
強風注意報		強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		平均風速が 15m/s 以上が予想される場合																																																																																																																																	
大雨注意報		大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																																																																																	
		<u>1時間雨量</u>	土壌雨量指数基準																																																																																																																																
		<u>60mm (平地)</u>	126mm																																																																																																																																
大雪注意報		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合																																																																																																																																	
濃霧注意報		濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
雷注意報		落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																	
乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
霜注意報		霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
低温注意報		低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合																																																																																																																																	
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合																																																																																																																																	
波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合																																																																																																																																	
種 類		発表基準																																																																																																																																	
風雪注意報		風雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		雪を伴い平均風速が 15m/s 以上が予想される場合																																																																																																																																	
強風注意報		強風により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		平均風速が 15m/s 以上が予想される場合																																																																																																																																	
大雨注意報		大雨により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																																																																																	
		<u>表面雨量指数基準</u>	土壌雨量指数基準																																																																																																																																
		<u>16</u>	<u>126</u>																																																																																																																																
大雪注意報		大雪により災害が起こるおそれがあると予想される場合に行う。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		24時間の降雪の深さが 5cm 以上が予想される場合																																																																																																																																	
濃霧注意報		濃霧により交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。具体的には視程が陸上で 100m 以下又は海上で 500m 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
雷注意報		落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																	
乾燥注意報		空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		最小湿度が 50% 以下で、実効湿度が 65% 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
霜注意報		霜により農作物に著しい被害が予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合																																																																																																																																	
低温注意報		低温のため農作物に著しい被害が予想される時。具体的には次の条件に該当する場合																																																																																																																																	
		冬期最低気温が -4℃ 以下と予想される場合																																																																																																																																	
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。具体的には潮位MSL+2.0m 以上が予想される場合																																																																																																																																	
波浪注意報	波浪注意報	波浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には有義波高 2.5m 以上が予想される場合																																																																																																																																	

該当箇所	現 行 計 画				修 正 案				修正理由																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注 意 報</td> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td>津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>1時間雨量</u> <u>60mm (平地)</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準 安房川流域=<u>22</u>、宮之浦川流域=<u>18</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>複合基準</td> <td><u>1時間雨量 50mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警 報</td> <td rowspan="4">気象警報</td> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>1時間雨量</u> 土壌雨量指数基準 <u>90mm (平地以外)</u> 184mm</td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>高潮警報</td> <td>台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2 m以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>波浪警報</td> <td>風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td rowspan="3">洪水警報</td> <td>津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>1時間雨量</u> <u>90mm (平地)</u></td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数基準 安房川流域=<u>28</u>、宮之浦川流域=<u>22</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>複合基準</td> <td><u>1時間雨量 80mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (以下省略)</p>				種 類		発表基準		注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>1時間雨量</u> <u>60mm (平地)</u>	流域雨量指数基準 安房川流域= <u>22</u> 、宮之浦川流域= <u>18</u>			複合基準	<u>1時間雨量 50mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u>	警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>1時間雨量</u> 土壌雨量指数基準 <u>90mm (平地以外)</u> 184mm	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2 m以上が予想される場合	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>1時間雨量</u> <u>90mm (平地)</u>	流域雨量指数基準 安房川流域= <u>28</u> 、宮之浦川流域= <u>22</u>			複合基準	<u>1時間雨量 80mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種 類</th> <th colspan="2">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">注 意 報</td> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td rowspan="3">洪水注意報</td> <td>津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=17.2、</u> <u>宮之浦川流域=20.4</u></td> </tr> <tr> <td>複合基準 <u>安房川流域= (13、13.8)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="10">警 報</td> <td>暴風警報</td> <td>暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>暴風雪警報</td> <td>暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大雨警報</td> <td>大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>表面雨量指数基準</u> 土壌雨量指数基準 <u>22</u> <u>184</u></td> </tr> <tr> <td>大雪警報</td> <td>大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>高潮警報</td> <td>高潮警報</td> <td>台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2m以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td>波浪警報</td> <td>波浪警報</td> <td>風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td rowspan="2">洪水警報</td> <td>津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合</td> </tr> <tr> <td><u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=21.6、</u> <u>宮之浦川流域=25.6</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) (以下省略)</p>				種 類		発表基準		注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=17.2、</u> <u>宮之浦川流域=20.4</u>	複合基準 <u>安房川流域= (13、13.8)</u>	警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>表面雨量指数基準</u> 土壌雨量指数基準 <u>22</u> <u>184</u>	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2m以上が予想される場合	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合	<u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=21.6、</u> <u>宮之浦川流域=25.6</u>	<p>気象庁が定める基準の改正に伴う修正</p> <p>気象庁が定める基準の改正に伴う修正及び単位の削除</p> <p>気象庁が定める基準の改正に伴う修正</p>
種 類		発表基準																																																																													
注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																												
			<u>1時間雨量</u> <u>60mm (平地)</u>																																																																												
			流域雨量指数基準 安房川流域= <u>22</u> 、宮之浦川流域= <u>18</u>																																																																												
		複合基準	<u>1時間雨量 50mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u>																																																																												
警 報	気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合																																																																												
		暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合																																																																												
		大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																												
			<u>1時間雨量</u> 土壌雨量指数基準 <u>90mm (平地以外)</u> 184mm																																																																												
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合																																																																													
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2 m以上が予想される場合																																																																												
	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合																																																																												
	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																												
			<u>1時間雨量</u> <u>90mm (平地)</u>																																																																												
			流域雨量指数基準 安房川流域= <u>28</u> 、宮之浦川流域= <u>22</u>																																																																												
		複合基準	<u>1時間雨量 80mm かつ</u> <u>流域雨量指数 安房川流域=14</u>																																																																												
種 類		発表基準																																																																													
注 意 報	洪水注意報	洪水注意報	津波、高潮以外による洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																												
			<u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=17.2、</u> <u>宮之浦川流域=20.4</u>																																																																												
			複合基準 <u>安房川流域= (13、13.8)</u>																																																																												
警 報	暴風警報	暴風により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 平均風速が 25m/s 以上が予想される場合																																																																													
	暴風雪警報	暴風雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 雪を伴い平均風速 25m/s 以上が予想される場合																																																																													
	大雨警報	大雨により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																													
		<u>表面雨量指数基準</u> 土壌雨量指数基準 <u>22</u> <u>184</u>																																																																													
	大雪警報	大雪により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが 10 cm以上が予想される場合																																																																													
	高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇により、重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には潮位がMS L +2.2m以上が予想される場合																																																																												
	波浪警報	波浪警報	風浪・うねり等により重大な災害が起こるおそれがある場合。具体的には有義波高 6 m以上が予想される場合																																																																												
	洪水警報	洪水警報	津波・高潮以外による洪水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次のいずれかの基準以上が予想される場合																																																																												
			<u>流域雨量指数基準</u> <u>安房川流域=21.6、</u> <u>宮之浦川流域=25.6</u>																																																																												

該当箇所	現 行 計 画						修 正 案						修正理由
5 気象等観測に関する資料 (P57)	5-3 雨量観測所						5-3 雨量観測所						p. 36 県地域防災計画に準じて修正
	関係土木 事務所名 熊毛支庁 屋久島事務所	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者(所属)	備考	関係地域 振興局名 屋久島	流域河川名	観測所名 ()は県情報システム登録名	位置	雨量計種別	
-		地域気象観測所	屋久島町小瀬田	アメダス	鹿児島地方気象台長		-		屋久島特別地域気象観測所	屋久島町小瀬田	テレメータ	鹿児島地方気象台長	
宮之浦川		宮之浦支所	" 宮之浦	テレメータ	屋久島町長	I S	安房川		屋久島事務所	" 安房	"	鹿児島県河川課長	I S
安房川		屋久島事務所	" 安房	"	屋久島事務所	I S	宮之浦川		屋久島町宮之浦支所(上屋久町)	" 宮之浦	"	"	I S
-		口永良部島	" 口永良部島	"	"	L S	"		宮之浦測水所	" 宮之浦	自記	屋久島電工株式会社	
-		永田	" 永田	"	"	L S	安房川		安房川第2発電所建設事務所	" 安房	"	"	
-		吉田	" 吉田	"	"	L S	二又川		尾之間地域気象観測所	" 尾之間	アメダス	鹿児島地方気象台長	
		番屋ヶ峰	" 口永良部島	"	"	L S	二		屋久島町役場尾之間支所	" 尾之間	自記デジタル	屋久島町長	
		安房西	" 安房	"	"	L S	二		番屋ヶ峰	" 口永良部島	テレメータ	鹿児島県砂防課長	L S
		尾之間支所	" 尾之間	"	"	L S	二		永田	" 永田	"	"	L S
	平内	" 平内	"	"	L S	二	吉田	" 吉田	"	"	L S		
	栗生	" 栗生	"	"	L S	二	栗生	" 栗生	"	"	L S		
(県水防計画より) ※ アメダス：地域気象観測システム(テレメータ方式)により、アメダスセンターを経て、鹿児島地方気象台に配信される。 テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。 (テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。) I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備(テレメータ化を含む。) L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備	(県水防計画より) I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備(テレメータ化を含む。) L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備												

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修 正 理 由
<p>8 消防・危険物施設等に関する資料 (P61)</p>	<p>8-1 消防団の組織図 (9分団・22班)</p> <pre> graph TD Chief[団長] --- D1[副団長] Chief --- D2[副団長] D1 --- R1[口永良部分団] D1 --- R2[永田分団] D1 --- R3[一湊分団] D1 --- R4[中央分団] D1 --- R5[小瀬田分団] D1 --- R6[安房分団] D1 --- R7[神山分団] D1 --- R8[八幡分団] D1 --- R9[栗生分団] R1 --- R1B[口永良部班] R2 --- R2B[永田班] R2 --- R2C[吉田班] R3 --- R3B[一湊班] R3 --- R3C[志戸子班] R4 --- R4B[宮之浦班] R4 --- R4C[楠川班] R5 --- R5B[榊川班] R5 --- R5C[小瀬田班] R6 --- R6B[竜天班] R6 --- R6C[安房班] R6 --- R6D[春牧班] R6 --- R6E[平野班] R7 --- R7B[高平班] R7 --- R7C[麦生班] R7 --- R7D[原班] R7 --- R7E[尾之間班] R8 --- R8B[小島班] R8 --- R8C[平内班] R8 --- R8D[湯泊班] R9 --- R9B[中間班] R9 --- R9C[栗生班] </pre>	<p>8-1 消防団の組織図 (9分団・22班)</p> <pre> graph TD Chief[団長] --- D1[副団長] Chief --- D2[副団長] D1 --- R1[口永良部分団] D1 --- R2[永田分団] D1 --- R3[一湊分団] D1 --- R4[中央分団] D1 --- R5[小瀬田分団] D1 --- R6[安房分団] D1 --- R7[神山分団] D1 --- R8[八幡分団] D1 --- R9[栗生分団] R1 --- R1B[口永良部班] R2 --- R2B[永田班] R2 --- R2C[吉田班] R3 --- R3B[一湊班] R3 --- R3C[志戸子班] R4 --- R4B[宮之浦班] R4 --- R4C[楠川班] R5 --- R5B[榊川班] R5 --- R5C[小瀬田班] R6 --- R6B[竜天班] R6 --- R6C[安房班] R6 --- R6D[春牧班] R6 --- R6E[平野班] R7 --- R7B[高平班] R7 --- R7C[麦生班] R7 --- R7D[原班] R7 --- R7E[尾之間班] R8 --- R8B[小島班] R8 --- R8C[平内班] R8 --- R8D[湯泊班] R9 --- R9B[中間班] R9 --- R9C[栗生班] </pre>	<p>最新のデータに修正</p>

該当箇所	現 行 計 画	修 正 案	修正理由																																																																																																																																																								
8 消防・危険物施設等に関する資料 (P62)	8-2 消防団の定員及び装備状況 (平成 <u>29</u> 年 3 月現在) <table border="1" data-bbox="379 289 1445 905"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本部・分団名</th> <th rowspan="2">定員 (人)</th> <th colspan="4">装 備</th> </tr> <tr> <th>タンク車</th> <th>ポンプ車</th> <th>積載車</th> <th>小型ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td><u>3</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口永良部分団</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>3 (広報 1)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>永田分団</td> <td>43</td> <td></td> <td>1</td> <td>3 (婦 1)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一湊分団</td> <td>44</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中央分団</td> <td><u>50</u></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小瀬田分団</td> <td>36</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>安房分団</td> <td>57</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>神山分団</td> <td>51</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>八幡分団</td> <td>40</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>栗生分団</td> <td>32</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計 (9 分団)</td> <td>380</td> <td>2</td> <td>9</td> <td>24</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	本部・分団名	定員 (人)	装 備				タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	団本部	<u>3</u>					口永良部分団	24			3 (広報 1)	2	永田分団	43		1	3 (婦 1)	3	一湊分団	44		1	3	3	中央分団	<u>50</u>	1	2	2	2	小瀬田分団	36		1	2	2	安房分団	57	1	2	3	3	神山分団	51			4	6	八幡分団	40		1	3	3	栗生分団	32		1	1	4	合計 (9 分団)	380	2	9	24	28	8-2 消防団の定員及び装備状況 (平成 <u>30</u> 年 3 月現在) <table border="1" data-bbox="1469 289 2534 905"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本部・分団名</th> <th rowspan="2">定員 (人)</th> <th colspan="4">装 備</th> </tr> <tr> <th>タンク車</th> <th>ポンプ車</th> <th>積載車</th> <th>小型ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td><u>4</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>口永良部分団</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>3 (広報 1)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>永田分団</td> <td>43</td> <td></td> <td>1</td> <td>3 (婦 1)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>一湊分団</td> <td>44</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>中央分団</td> <td><u>49</u></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>小瀬田分団</td> <td>36</td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>安房分団</td> <td>57</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>神山分団</td> <td>51</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>八幡分団</td> <td>40</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>栗生分団</td> <td>32</td> <td></td> <td>1</td> <td><u>2</u></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計 (9 分団)</td> <td>380</td> <td>2</td> <td>9</td> <td><u>25</u></td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>	本部・分団名	定員 (人)	装 備				タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ	団本部	<u>4</u>					口永良部分団	24			3 (広報 1)	2	永田分団	43		1	3 (婦 1)	3	一湊分団	44		1	3	3	中央分団	<u>49</u>	1	2	2	2	小瀬田分団	36		1	2	2	安房分団	57	1	2	3	3	神山分団	51			4	6	八幡分団	40		1	3	3	栗生分団	32		1	<u>2</u>	4	合計 (9 分団)	380	2	9	<u>25</u>	28	p. 38
	本部・分団名			定員 (人)	装 備																																																																																																																																																						
タンク車		ポンプ車	積載車		小型ポンプ																																																																																																																																																						
団本部	<u>3</u>																																																																																																																																																										
口永良部分団	24			3 (広報 1)	2																																																																																																																																																						
永田分団	43		1	3 (婦 1)	3																																																																																																																																																						
一湊分団	44		1	3	3																																																																																																																																																						
中央分団	<u>50</u>	1	2	2	2																																																																																																																																																						
小瀬田分団	36		1	2	2																																																																																																																																																						
安房分団	57	1	2	3	3																																																																																																																																																						
神山分団	51			4	6																																																																																																																																																						
八幡分団	40		1	3	3																																																																																																																																																						
栗生分団	32		1	1	4																																																																																																																																																						
合計 (9 分団)	380	2	9	24	28																																																																																																																																																						
本部・分団名	定員 (人)	装 備																																																																																																																																																									
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ																																																																																																																																																						
団本部	<u>4</u>																																																																																																																																																										
口永良部分団	24			3 (広報 1)	2																																																																																																																																																						
永田分団	43		1	3 (婦 1)	3																																																																																																																																																						
一湊分団	44		1	3	3																																																																																																																																																						
中央分団	<u>49</u>	1	2	2	2																																																																																																																																																						
小瀬田分団	36		1	2	2																																																																																																																																																						
安房分団	57	1	2	3	3																																																																																																																																																						
神山分団	51			4	6																																																																																																																																																						
八幡分団	40		1	3	3																																																																																																																																																						
栗生分団	32		1	<u>2</u>	4																																																																																																																																																						
合計 (9 分団)	380	2	9	<u>25</u>	28																																																																																																																																																						